



研究活動の不正行為 再確認しましょう！

研究活動の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為

捏造

存在しないデータ，研究結果等を作成する行為



改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い，データ，研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する行為



盗用

他の研究者のアイデア，分析・解析方法，データ，研究結果，論文又は用語を，当該研究者の了解又は適切な表示なく流用する行為

上記以外の研究活動上の不適切な行為であって，科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものも該当します！

不正の通報・相談窓口
財務・研究推進部 研究・連携推進課長
連絡先：042-329-7909
kenq24@u-gakugei.ac.jp